

令和4年度事業計画（案）

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月31日

（公社）愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 基本方針

景気の不透明感が漂う中ではあるが、当協会は本来業務である嘱託登記業務を通じて、官公署の行なう公共事業及び登記行政の円滑な推進を支援し、もって公共の福祉及び国民の権利擁護に貢献することをその使命とすることに変わりはない。

いよいよ義務化される相続登記、新設された相続土地国庫帰属制度、所有者不明土地管理制度など様々な改正法は所有者不明土地問題の解消を目指しているが、これに我々協会がどのように関わっていけるのか、重要な一年となってくる。

今年度は、これらの改正法に注視しつつ、嘱託登記業務及び相続人確定業務の受託を通して、公益法人としてその社会的使命を果たすよう努めていきたい。

2. 総務

（関係各所との交流）

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、本会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

（人材確保と社員の能力向上に向けた取り組み）

当協会の組織力はイコール人間力である。常に質の高いサービスを提供できる体制を整えるには、安定的な人材の確保と、高度な社員教育が必須である。このため、積極的に新人勧誘活動を行い、入社社員には知識向上のための教育を行っていく。

（広報）

ホームページや本会の会報を通じて当協会の情報を随時発信していく。ホームページはリニューアルを行っているが、社員向けのホームページには嘱託登記業務で必要な情報をより多く掲載し、その内容の充実をはかっていく。

3. 嘱託登記業務

当協会が、継続して安定的な組織運営と活動を行っていくには、嘱託登記業務の受託拡大が必要であると考えており、引き続き受託の拡大に向けて各官公署への開発・啓発活動を積極的に行っていく。登記業務委託契約を締結していない市町村や受託実績の少ない市町村については、当協会の活動を周知し、当協会の有益性を積極的にPRすることにより、新規での契約締結や受託増加に向けて働きかけを行っていく。

また、官公署に対して当協会の相続人確定業務の周知をはかり、利用拡大に繋げていくような取り組みを強化していく。それにより嘱託登記業務のみではなく、その前提とした相続人確定業務や相談業務を含めた一連の業務の受託を通じて、官公署の公共事業の円滑な実施に寄与できるように取り組んでいく。あわせて、調査士協会と協調し、共同での受託活動や啓発活動を行っていく。

4. その他の公益目的事業

(長期相続登記等未了土地解消作業)

長期相続登記等未了土地解消作業については、これまでに積み重ねた経験を活かし、よりスムーズで効率的に作業が実施できるような体制が整えられているので、今年度見込まれる発注に対しては積極的に参加していく。

法務省は所有者不明土地の相続人調査を拡大する方針で、公共事業を行う民間事業者の要望に応じ相続人調査に協力し、また、調査対象とする候補地についても現在は登記名義人の死亡後30年以上経過していることを要件としている所を死亡後10年以上までに緩和し調査対象を拡大する見込みとの事で、これらの調査拡張へ対応していく。

(講習会及び講師派遣)

講習会や講師の派遣は官公署に当協会の活動内容を広くPRするために重要である。コロナ禍の中ではあるが、感染症対策を十分に取りながら、今年度も引き続き調査士協会と協力し、講習会開催や講師派遣を行っていく。それとともに、各地区での講習会開催の要望があれば、講師の派遣等対応できるような体制を整えていく。また、各社員がそれぞれの地区での講習会で講師を引き受けやすくするためにも、現在までに行ってきた研修会の資料やデータを各社員が活用できるような仕組みを整えていく。

(全司協)

現在の全司協は、加盟する協会が減少しており、全国的な組織とは言えない状況が続いているが、全司協から提供される各種の情報は大変有意義なものであり、やはり全国の公嘱協会を束ねる組織の必要性を感じている。

全司協において「公嘱司法書士協会制度研究委員会」、「入札制度研究委員会」、「長期未了相続登記解消作業検証委員会」が新たに立ち上げられており、これらの委員会に提言を行っていきたい。

5. 経 理

予算の適正な執行と事務局運営の効率化をはかる。

以上